

調査実施者追加説明資料

追加説明資料（第 1 回部会（令和 8 年 9 月 8 日）の議論を踏まえた追加質問等（回答））

文部科学省 総合教育政策局 参事官（調査企画担当）

（変更内容）

- ① 首長部局における社会教育関係の事務に従事する職員数に係る設問の追加
（社会教育行政調査票）

（回答）

首長部局の社会教育関係職員数について、「図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関（特定教育社会教育機関）」と「スポーツ」のいずれも担当しており、どちらが主たる業務か判別できない者が存在すると考えられることから、教育委員会事務局の社会教育関係職員数と同様に、両方を担当する職員の記入欄を追加しました。

なお、区分における「兼任」欄は、社会教育担当の課又はスポーツ担当の課以外の常勤の職員で、兼任発令されている者を対象としており、今回追加する兼務職員とは異なる者の計上欄です。

また、この度首長部局に追加する区分名は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づいたものですが、第 1 号に基づく「図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関担当」は冗長であり、調査票や統計表において見づらいことから、同第 1 号に規定されている略称である「特定社会教育機関」を使用することに変更いたします。

加えて、同第 2 号に基づく「スポーツ担当」については、教育委員会事務局のうち同法第 21 条第 1 項第 13 号の「スポーツに関すること。」から移管することができるものであることから、調査票間の平仄を揃えるため、教育委員会事務局の「社会体育担当」を「スポーツ担当」に変更いたします。

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（略）

十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三 スポーツに関すること。

（略）

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(略)

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(内容)

④ 施設の団体利用の内訳に「障害者団体」の欄を追加

(公民館調査票、青少年教育施設調査票)

(論点)

○団体利用の区分について、利用団体すなわち主催団体の区分であるとの説明であったが、報告者のみでなく、統計利用者にとっても、各区分の定義が分かりにくいものとなっているのではないか。

今後手引きや公表資料において、回答者が迷いなく回答でき、利活用者も活用できるよう見直したいとのことだが、具体的な方策について御説明いただきたい。

(回答)

団体利用の区分が主催団体の区分であること、各区分の定義が明確になるよう、主に以下のような内容で手引きの説明を充実させる予定です。

(手引きの記載案)

公民館

15 利用状況（令和8年度間）

申請に基づき当該施設がその使用を許可した延べ団体数、団体区分に基づいた利用者数の延べ人数、及び個人利用の利用者数の延べ人数を以下により入力します。（当該施設が主催又は共催した事業への参加団体及び参加者は除く。）

なお、利用とは、会議室や視聴覚室、音楽室、和室等の使用の他、学習スペース等の使用も含みます。

○団体利用：当該施設の利用を許可した団体数、団体区分及び利用人数を入力。

○個人利用：当該施設の利用を許可した個人（団体・グループの一員ではなく、個人として当該施設を利用した者）の数を入力。

団体区分

青少年団体	青少年の健全育成等を目的として青少年を対象に組織的な活動を行う団体（クラブ活動、子ども会、PTA、校長会、教育学会等） ※学校が教育課程以外の活動で利用する場合を含む。
-------	---

女性団体	主として女性による活動を目的とした団体又は女性教育及び男女共同参画を目的とした活動を行う団体
成人団体	主として成人一般による活動を目的とした団体又は成人一般を対象にした活動を行う団体
高齢者団体	主として高齢者による活動を目的とした団体又は高齢者を対象にした活動を行う団体
障害者団体	主として障害者に対する事業の実施や障害者の社会参画の振興を目的とした団体（障害者支援団体、手話サークル等）
その他の団体	上記のいずれにも該当しない団体（年齢や属性を限定しない活動を行う団体・サークル等）

※ 当該団体の趣旨・目的から、最も適切な区分を1つ選択してください。

例えば、青少年教育を行う団体が、主催者として青少年教育指導者研修を公民館で実施した場合、利用者（研修参加者）は成人一般であっても、団体区分は「青少年団体」となります。（あくまで利用団体が主催した場合の例。）

青少年教育施設

13 利用状況（令和8年度間）

- | | | |
|---------|---|--|
| (1) 日帰り | } | 申請に基づき当該施設がその利用を許可した延べ利用団体数、団体区分に基づいた延べ利用者数、及び個人利用の延べ利用者数を「日帰り」と「宿泊」に分けて入力します。（当該施設が主催又は共催した事業への参加団体及び参加者は除く。） |
| (2) 宿泊 | | なお、同一団体が1回の利用で複数の設備を使用する場合（1日目午後は野外炊事場、夜は営火場、2日目午前は体育館等）の場合や、当日利用で複数の体験プログラムを実施する場合（午前はクラフト、午後はオリエンテーリング等）、利用団体数は1となります。 |
- ※例えばAさんが4月に1回、9月に1回施設を利用した場合には、2人として計上します。

団体区分

学 校	小・中学校	小学校、中学校、義務教育学校
	その他	上記以外の学校（幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校）
社会教育団体		青少年教育以外の社会教育活動を行う団体（女性教育団体、国際交流団体、環境教育団体等）
青少年団体 グループ		青少年の健全育成等を目的として青少年を対象に組織的な活動を行う団体（クラブ活動、子供会、PTA、校長会、教育学会等） ※学校が教育課程以外の活動で利用する場合を含む。

障害者団体	主として障害者に対する事業の実施や障害者の社会参画の振興を目的とした団体（障害者支援団体、手話サークル等）
その他	上記に該当しない団体（官公庁、企業、職場・地域のサークル等）
個人利用	団体・グループの一員としてではなく、個人として当該施設を利用した者

※ 当該団体の目的から、最も適切な区分を1つ選択してください。

例えば、女性教育団体が青少年教育施設を会場に自らの主催事業として、企業を対象に研修会を実施した場合、利用者（研修参加者）は企業であっても、団体区分は「社会教育団体」となります。（あくまで利用団体が主催した場合の例。）

(変更内容)

- ⑥ 各施設における「ボランティア登録数」について男女別把握から総数把握に変更
(社会教育行政調査票及び女性教育施設調査票を除く各調査票)

(論点)

- (a) 社会情勢として、もしくは本調査において、男女別把握が難しくなっていることについて御説明いただきたい。
- (b) 女性教育施設についてのみボランティア登録数の男女別把握を継続することとだが、男女別で把握していない施設には推定で回答させているとのことであった。集計結果の精度に懸念が残る。この対応策として何が考えられるか。

(回答)

- (a) 公開情報を確認したところ、例えば、愛媛県では「愛媛県行政文書における性別記載欄の見直し指針」を策定・公表し、この中で、「法令や国等の定めがあるなどやむを得ない場合を除き、様式中の性別記載欄について、本指針により、不要な場合は削除する等の見直しを進めます。」と明記しています。このほか福岡県、明石市など複数の自治体が、同種の見直しについて、自治体のホームページで公表していることを確認しています。
- (b) 文部科学省のホームページにおける社会教育調査の利用上の注意が掲載されたページや統計表の注記において、推定値が含まれる旨を明記することで対応することを検討します。

別添 調査票の変更イメージ

		現行				変更案（申請時）										追加変更案																											
首長部局		(なし)														3 首長部局の社会教育関係職員数(人)														3 首長部局の社会教育関係職員数(人)													
教育委員会		4 教育委員会事務局の社会教育関係職員数(人)														(変更なし)														4 教育委員会事務局の社会教育関係職員数(人)													

